

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 7 7

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 介護保険事業者の指定について
- 看護師等医療従事者の届出について
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 要介護・要支援の認定申請に係る認定調査について（お願い）
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 介護者教室について（追加あり）
- 介護保険最新情報について
- 長野圏域介護保険事業者連絡協議会 令和5年度第1回研修会について

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和5年10月1日付け指定分

□ 居宅介護支援

介護保険事業者番号	2070107772		
事業所名称	は一とかずら居宅介護支援事業所		
事業所所在地	長野市三輪八丁目25番10号		
事業所電話番号	090-7029-1315	事業所FAX番号	050-3852-1868
開設者の名称	ゆずりは合同会社	営業日	月～金
営業時間	9:00～16:00	介護支援専門員数	1人
通常の事業実施地域	長野市（うち鬼無里、戸隠、安茂里、小田切、七二会、信州新町、中条、大岡、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、長沼、豊野を除く）		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

看護師等医療従事者の届出について

医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、各資格法令により、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等の事項を届け出ることが規定されております。

令和4年度はこの届出の実施年に当たりますが、未だ届出の提出が確認できていない施設があるため、届出期日を延長いたしました。

つきましては、該当職員への周知と届出書の提出について御協力いただきますようお願いいたします。

▼ 調査対象

令和4年12月31日時点で、業務に従事する看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）※

※令和4年12月31日時点では自施設で就業していたものの、令和5年10月現在就業していない者については、本人に届出の提出が必要である旨、周知をお願いいたします。

▼ 届出内容

令和4年12月31日時点の内容としてください。

▼ 届出方法

届出票に記入する紙による届出とします。

長野県ホームページから届出をダウンロードし、印刷してください。

[県ホームページ] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20201126.html>

▼ 提出期限／令和5年10月18日（水）



▲県ホームページ

提出先・問い合わせ先：長野市保健所総務課（担当：中田）
〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号
TEL：026-226-9941
FAX：026-226-9981

要介護・要支援の認定申請に係る認定調査について（お願い）

要介護・要支援の認定申請に伴う認定調査は、更新申請の件数が例年と比べて増加している状況が続いていることから、現在、日程調整のご連絡まで不測の時間を要しております。特に月初を中心に、この状況はしばらく続く見込みです。

このため、新規や変更申請は実施時期を考慮するなど、できる限り対応をしておりますが、その他にも、特に調査時期に配慮が必要な事情等がありましたら、お手数ですが認定担当までご連絡をいただきますようお願いいたします。

要介護・要支援の認定申請業務につきましては、今後も引き続きご協力をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当
TEL：026-224-7891（直通）
FAX：026-224-5247（直通）

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」(左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人</p> <p>*生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ①生活保護受給世帯の方 ②「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
提出書類	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①～③があります。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和5年9月25日（月）～9月29日（金）の週において、福祉用具に係る事故が2件あり、これに関する事故について下記のとおり情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和5年9月18日	令和5年9月22日	階段移動用リフト	重傷1名 軽傷1名	操作者が当該製品に搭乗者（80歳代）を乗せ、使用しようとしたところ、バランスを崩し、転倒、操作者が重傷、搭乗者が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県
令和5年9月17日	令和5年9月27日	電動座椅子（座面昇降型）	死亡1名	使用者（70歳代）が当該製品の肘部に首が引っ掛かった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和5年10月開催 介護者教室について

9月20日号のフレッシュ情報に掲載した介護者教室について、追加がありましたので再度掲載します。

詳細については【別紙1】をご覧ください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課
TEL：026-224-7174（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1172】

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

【介護保険最新情報 vol. 1173】

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等の改訂に伴う、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症業務継続ガイドライン」の取扱いについて

【介護保険最新情報 vol. 1174】

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について(依頼)



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp